

新！キャラクター「ゼロ災くん」

リニューアル
しました！

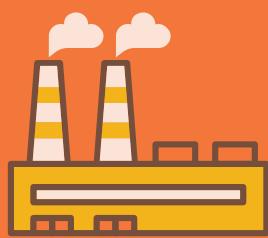


やまがたゼロ災運動

すべての産業において

労働災害のない職場を目指す

特に
転倒灾害



運動期間
令和5年

10.1.SUN-11.30.THU

主催：山形労働局・労働基準監督署



「やまがたゼロ災運動」実施要領

～労働災害「ゼロ」で安全で安心な職場環境づくりを～

I 趣 旨

2023年(令和5年)度より「第14次労働災害防止計画」(以下「14次防」という。)がスタートし、山形労働局においては14次防における計画目標として、

- 死亡災害について、第13次労働災害防止計画期間(2018年~2022年)の死者数と比較して、2023年から2027年の5年間において5%以上減少させること
- 死傷災害について、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、2022年と比較して2027年までに減少に転じさせること

を目指している。

山形県内における死亡災害については、過去10年(平成25年~令和4年)で86人(新型コロナウイルス関連を除く)もの尊い命が労働の場において失われているが、特に10月に発生した死亡災害が全体の13%と最も多く発生している。

これを業種別にみると、建設業が最も多く39人(45%)、次いで製造業で16人(19%)、第三次産業で15人(17%)となっている。

また、事故の型別にみると、墜落・転落災害(32%)が最も多く、次いで交通事故(道路)(18%)によるものが多い状況である。

死傷災害については、近年、業種を問わず「転倒災害」が多発しており、令和4年における割合(新型コロナ関連を除く)は、全体の三分の一(34%)を占める結果となっており、特に冬期間における転倒災害が例年多発している。

なお、「転倒災害」については、毎年10月10日の「転倒予防の日」(日本転倒予防学会制定)を契機とした転倒予防の呼びかけが重要であり、また、冬期間における労働災害防止を目的とする「冬の労災をなくそう運動」を展開するための準備期間として、10月から11月にかけて転倒危険箇所の把握やハード・ソフト両面での安全対策を講じることが有効である。

これらを踏まえ、死亡災害、転倒災害防止対策を中心とした労働災害防止対策の強化を呼びかけるための取組として、「やまがたゼロ災運動」を実施し、各事業場における自主的な安全衛生活動の促進を図るものである。

II 実施事項等

1 運動期間:令和5年(2023年)10月1日から11月30日まで

2 主催者:山形労働局・各労働基準監督署

3 協賛者:(一社)山形県労働基準協会連合会、建設業労働災害防止協会山形県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会山形県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会山形県支部、(公社)建設荷役車両安全技術協会山形県支部、(公社)ボイラ・クレーン安全協会山形事務所、山形県ボイラ工業協会、(一社)山形県溶接協会、山形県建設労働組合連合会、独立行政法人労働者健康安全機構山形産業保健総合支援センター、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東北総支部山形県支部、各地区労働基準協会

4 後援者:東北(北陸)地方整備局県内各事務所、東北運輸局山形運輸支局、東北森林管理局県内各管理署、東北農政局県内各事業所、山形県

5 実施者:各事業場

6 主催者実施事項

①山形県内労働災害防止関係団体等への支援 ②本運動に関する周知啓発及び広報(主催者団体以外の関係団体)

③各事業場に対し、効果的な安全衛生管理活動等についての助言・指導

7 協賛者実施事項

①傘下会員事業場等に対する本運動の周知及び広報 ②会員事業場に対し、自主的な安全衛生活動を推進するための指導・援助

8 実施者(事業場)実施事項

(1)「やまがたゼロ災運動」への積極的な参加に向けた取組

「やまがたゼロ災運動参加証」を労働者の見やすい箇所に掲示する等により、関係労働者に対し本運動への積極的な参加を呼びかけ

(2)死亡災害等、重篤な労働災害「ゼロ」に向けた取組

・作業現場、作業方法等を再点検し、想定される労働災害を洗い出し

・危険有害性が確認された作業現場、作業方法等に対し、リスクアセスメントを実施(リスクアセスメント実施済みの場合には、過去の評価結果を再検証)

・リスクアセスメント結果に基づき、安全対策を実施

(機械設備の改善措置、関係労働者に対する安全教育、管理体制の確立等)

・「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく安全管理活動の徹底

(3)転倒災害「ゼロ」に向けた取組

ア:転倒災害防止を重点とした安全対策

・職場巡視等による転倒危険箇所の洗い出し及び転倒災害防止対策の実施状況の確認

・通路等への改善措置(段差の解消等)、適切な照度の確保等、設備面に対する安全対策の実施

・通路等に対する整理整頓の実施状況、床面における水・油等の有無及び清掃状況等、通路・作業場等に対する定期的な確認

・転倒危険箇所の「見える化」(転倒危険箇所のマップ作成等)

・安全委員会、職場ミーティング等を活用した転倒災害防止対策の推進(安全対策の実施状況と課題についての調査審議、情報の共有化等)

・作業に適した履物使用の徹底(靴底に対する定期点検の実施)

・労働者に対する安全教育の実施(4S活動等により安全通路を維持する、ポケットに手を入れて歩かない等)

・労働者に対し、ストレッチ運動や転倒予防体操の励行

・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」で示されている

「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化

イ:「冬の労災をなくそう運動」に向けた事前準備等

・過去の情報から、冬期間の積雪、凍結時による転倒危険箇所の事前確認

(関係労働者からの意見聴取、過去の災害事例等から情報を収集)

・冬期間における転倒危険箇所への事前対策の実施

(転倒危険箇所の見える化、必要な備品等の購入、設備面への安全対策等)

・冬期型災害を防止するための安全教育の実施

「やまがたゼロ災運動参加証」

「転倒等リスク評価セルフチェック票」ダウンロード用URL

https://jsite.mhlw.go.jp/yamagata-rooudoukyoku/rooudoukyoku/gyoumu_naiyou/kijun/_120251.html

